

法律相談

弁護士

原田 弘 先生

妻が夫名義で借入れ

— 日常家事債務については夫も責任が —

妻が、単身赴任中の

私の承諾を得ないで、

台所の改修のためとし

て、私名義で信用金庫

から200万円の借入れをしました。

台所の改修には50万円を使つただ

けで、残金は妻が経営する洋品店の

運転資金に充てたようです。

このような場合、私が信用金庫に

返済する責任があるのでしようか。

A 回答

民法は日常の家事に
関する債務について「夫

婦の一方が日常の家事

に関する債務について「夫

婦の一方が日常の家事

行為をしたときは、他の一方は、これに

よつて生じた債務について、連帯して

その責任を負う。」(第761条)と

定めています。この日常の家事に関し

て生じた債務とは、日用品の購入や

保険、医療、教育、娯楽等夫婦の共同

生活に必要とされる一切の事項を含

むが、その範囲は、その夫婦の社会的

地位・職業・資産・収入などを含めた

現実的な生活状態によって個別的に
決定されるものであるとされていま
す。そして、共同生活を維持するに
必要な借金も含まれると解されてい
ます。また、過去には大変高価な家
庭用電気器具を割賦弁済で購入す

Q 質問

私が、単身赴任中の

私の承諾を得ないで、

台所の改修のためとし

て、私名義で信用金庫

から200万円の借入れをしました。

台所の改修には50万円を使つただ

けで、残金は妻が経営する洋品店の

運転資金に充てたようです。

このような場合、私が信用金庫に

返済する責任があるのでしようか。

ることが日常家事債務といえるかが

問題となつたこともあります。し

かし、時代の流れとともに、不相応

とみられるものでなければ、家庭用

器具類は日常家事債務と認められ

ることが増加してきました。

ご質問の場合ですが、まず、奥さ

んが貴方の名義で行つた借金が有効

かが問題です。貴方が自分の意志で

融資を受けたのでなければ、追認し

ない限り、貴方が債務を負担するこ

とはありません。

奥さんが台所のリホームのために

融資を受けた行為が、日常家事債務

にあたるか否かですが、台所のリホー

ムには多額の費用がかかるといつても、

判例の推移からみると、日常家事債

務と認定される可能性があります。

しかし、台所のリホームに使つた費用

は50万円だけといふことで、奥さんは

自分の事業のための資金150万円

を、貴方の名義で融資を受けたとい

うことになります。そうしますと、信

用金庫に対し、貴方が日常家事債務

として責任を負う部分は50万円とい

うことになり、150万円については

責任を負うことはありません。